

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

## 訓 令

### 鹿 児 島 県 訓 令 第 7 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿 児 島 県 訓 令 第 18 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

別表第 4 総務企画部の表中 3 の項を削り, 4 の項を 3 の項とし, 5 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り上げ, 同表 13 の項中「過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号)」に, 「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画の決定」に改め, 「市町村からの」を削り, 「ついで決定」を「対する回答」に, 「6 ④⑦」を「8 ⑦⑩」に改め, 同項を同表 12 の項とし, 同表中 14 の項を 13 の項とし, 15 の項から 30 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 4 保健福祉環境部の表 6 の項事務の種類欄を次のように改める。

6 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務

別表第 4 保健福祉環境部の表 6 の項第 1 号中「, 省令 6」を削り, 同表 7 の項事務の種類欄を次のように改める。

7 鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例 (昭和 46 年鹿 児 島 県 条 例 第 41 号。以

下この項  
中「条例」  
という。)の  
施行に  
関する事  
務

別表第 4 保健福祉環境部の表 7 の項第 2 号中「, 規則 12」を削り, 同表 8 の項第 3 号中「30 の 14」を「30 の 14 ①」に改め, 同項第 4 号中「及び」を「並びに」に, 「並びに」を「及び」に, 「30 の 18 の 2」を「30 の 18 の 4 ①」に改め, 同表 16 の項に次の 1 号を加える。

(4) 社会福祉連携推進法人からの報告の徴収及び検査の実施 (法 144 [56 ①])	振興局			○				
--	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表 31 の項事務の種類欄中「, 鹿児島県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 (平成 28 年 6 月 1 日制定) を「要綱」を削り, 同項第 3 号中「8 ⑤, 31 の 6 ⑤, 37 ⑤」を「8 ⑥, 31 の 6 ⑥, 37 ⑥」に改め, 同項第 15 号及び第 16 号を削る。

別表第 4 農林水産部の表 12 の項第 1 号中「8 ①②」を「17 ①」に改め, 同項第 2 号中「からの」を「に対する」に改め, 「徴収」の次に「, 農薬等の集取」を加え, 「13 ③」を「29 ③」に改め, 同表に次の 1 項を加える。

56 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 (令和 3 年法律第 34 号) の施行に関する事務 この項中畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律を「法」, 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和 3 年農林水産省・国土交通省	(1) 畜舎建築利用計画の認定 (変更の認定を含む。) 及びその旨の通知 (法 3 ①⑥, 4 ①③)	振興局			○		○	大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター長 (以下この項中「曾於畑地かんがい農業推進センター長」という。)
	(2) 工事完了の届出前における認定畜舎等の仮使用の認定及びその旨の通知 (法 6 ②, 省令 76 ②)	振興局			○		○	曾於畑地かんがい農業推進センター長
	(3) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け, 合併又は分割に係る	振興局			○		○	曾於畑地かんがい農

令第6号) を「省令」 という。	認可 (法10①②③)						業推進 センタ ー長	
	(4) 認定畜舎等に係 る報告等の徴収及 び立入検査 (法14 ①②③)	振興局			○		○	曾於畑 地かん がい農 業推進 センタ ー長
	(5) 違反のある認定 畜舎等に対する措 置命令 (法15①② ③④)	振興局		○				
	(6) 畜舎建築利用計 画の認定の取消し 及びその旨の通知 (法16②③)	振興局			○		○	曾於畑 地かん がい農 業推進 センタ ー長
	(7) 工事中の認定畜 舎等に対する措置 命令 (法18①)	振興局		○				

別表第 4 農林水産部の表注 1 中「4 ① I」の次に「及び II」を加える。

別表第 4 建設部の表 37 の項第 1 号中「(変更を含む。)及び譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更」を削り、「並びに」を「(変更の認定を含む。)及び」に、「7 ①」を「7」に、「9 ①」を「9 ①③」に改め、同項第 4 号中「及び」を「又は」に改め、同項第 5 号中「13 ①②」を「13」に改め、同項第 6 号中「14 ①②」を「14」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 農林水産部の表注 1 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。